

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
本部借上宿舎に係る賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 亀澤 典子	平成26年4月1日	(独)都市再生機構神奈川地域支社 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1	契約の性質又は目的が競争に適さないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	79,284,000	—	—	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	5	
労働者健康福祉機構本部 清掃請負業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 亀澤 典子	平成26年4月1日	(株)オール商会 東京都中央区銀座1丁目24番9号	事務所賃貸借契約に付随する契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にない為、会計細則第52条第6号に該当する。	—	7,814,880	—	—	事務所賃貸借契約に付随する契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にないため。	5	
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。(会計細則第52条第6号)	—	4,185,000	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
血液製剤等	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院せき損センター 〒072-0015 北海道美幌市東4条南1-3-1 契約担当役 院長 三浪 明男	平成26年4月1日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 北海道札幌市西区山の手2条2丁目	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。(会計細則第52条第6号)	—	5,201,123	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 宮本 顕二	平成26年4月1日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 北海道札幌市西区二十四軒2条1丁目1番20号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	26,982,689	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 宮本 顕二	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	29,423,420	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないもので。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機 構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 宮本 顕二	平成26年4月1日	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘 1丁目1番1号	供給可能な契約相手が他に いないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	28,193,000	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 野々村 克也	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号 に該当。	—	16,066,260	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないため。	1	
血液	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 野々村 克也	平成26年4月1日	北海道赤十字血液セン ター 北海道釧路市新釧路町 5番地	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	66,318,574	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
借上宿舍	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 野々村 克也	平成26年4月1日	個人	宿舍賃貸借契約であり、契約 条件を満たす者が当該業者以 外にないため、会計細則第52 条第6号に該当。	—	16,320,000	—	—	宿舍賃貸借契約であり、契 約条件を満たす者が当該業 者以外にないため。	5	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構釧路労災病院 〒085-8533 北海道釧路市中園町13-23 契約担当役 院長 野々村 克也	平成26年4月1日	釧路市上下水道部 北海道釧路市南大通2 丁目1番121号	供給可能な契約相手が他に いないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	41,491,000	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
放射性同位元素購入契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。(会計細則第52条 第6号)	—	19,565,496	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
血液購入契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年4月1日	(認)青森県赤十字血液センター 青森県青森市花園2-19-11	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。(会計細則第52条第6号)	—	40,180,901	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
上水道供給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年4月1日	八戸圏域水道企業団 青森県八戸市南白山台1丁目11-1	供給可能な契約相手が他にいないため。(会計細則第52条第6号)	—	3,765,102	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	8	
職員駐車場用土地賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手が他にいないため。(会計細則第52条第6号)	—	900,000	—	—	駐車場賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手が他にいないため。	5	
照射濃厚血小板 B型10単位他 9品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成26年4月1日	(認)宮城県赤十字血液センター 宮城県仙台市泉区明通2丁目6番1号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	40,736,865	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
クエン酸ガリウム他 34品目	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	12,301,800	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成26年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大野田29番地1	安定供給できる業者が他にいないため。契約の性質又は目的が競争に適さないとき。会計細則第52条第6項に該当。	—	20,585,052	—	—	安定供給できる業者が他にいないため。	8	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構東北労災病院 〒981-8563 宮城県仙台市青葉区台原4-3-21 契約担当役 院長 佐藤 克巳	平成26年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南 大野田29番地1	安定供給できる業者が他に ないため。契約の性質又は目的 が競争に適さないとき。会計 細則第52条第6項に該当。	—	49,981,648	—	—	安定供給できる業者が他に ないため。	8	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 多治見 公高	平成26年4月1日	大館市建設部管理課 秋田県大館市中城20	供給可能な契約相手が他に ないため、会計細則第52条第 6号に該当	—	6,858,315	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
輸血用血液等供給	独立行政法人労働者健康福祉機 構秋田労災病院 〒018-5604 秋田県大館市軽井沢字下岱30 契約担当役 院長 多治見 公高	平成26年4月1日	(認)日本赤十字社東北 ブロック血液センター 宮城県仙台市泉区明通 2-6-1	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当	—	12,090,638	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 渡辺 毅	平成26年4月1日	いわき市水道局 福島県いわき市平童子 町2-5	供給可能な契約相手が他に ないため、会計細則第52条第 6号に該当	—	37,333,278	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
血液製剤供給	独立行政法人労働者健康福祉機 構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成26年4月1日	日本赤十字社関東甲信 越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳2- 1-67	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	1,861,272	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構鹿島労災病院 〒314-0343 茨城県神栖市土合本町1-9108-2 契約担当役 院長 山口 邦雄	平成26年4月1日	神栖市水道局 茨城県神栖市溝口49 91-5	供給可能な契約相手が他に ないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	5,794,000	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
放射性医薬品42品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号 に該当。	—	25,023,551	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	
血液製剤48品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年4月1日	日本赤十字社関東甲信 越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳二丁 目1番67号	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	96,873,521	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
アルブミン製剤5品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年4月1日	日本赤十字社関東甲信 越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳二丁 目1番67号	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	13,586,209	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
血液の購入「人全血液-L R「日赤」200ml他40点	独立行政法人労働者健康福祉機 構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成26年4月1日	日本赤十字社関東甲信 越ブロック血液センター 東京都江東区辰巳二丁 目1番67号	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	28,681,185	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
放射性同位元素購入クエ ン酸ガリウム-Ga67注射 液37MBq他95品目	独立行政法人労働者健康福祉機 構東京労災病院 〒143-0013 東京都大田区大森南4-13-21 契約担当役 院長 寺本 明	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6条 に該当。	—	25,164,887	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉 町1-1 契約担当役 院長 佐藤 謙	平成26年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区 宮本町1番地	法令により契約先が特定され ていることから、会計細則第52 条第6号に該当する。	—	38,927,966	—	—	法令により契約先が特定さ れているため。	8	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 契約担当役 院長 佐藤 謙	平成26年4月1日	川崎市水道局 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	法令により契約先が特定されていることから、会計細則第52条第6号に該当する。	—	42,438,878	—	—	法令により契約先が特定されているため。	8	
薬品(放射性同位元素)単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	17,559,310	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
薬品(血液製剤)単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成26年4月1日	(認)新潟県赤十字血液センター 新潟県新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	67,790,302	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
水道需給契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院 〒959-1228 新潟県燕市佐渡633 契約担当役 院長 鈴木 幸雄	平成26年4月1日	燕市企業局 新潟県燕市白山町2-7-27	供給可能な契約相手が他にいないため、(会計細則第52条第6号に該当。)	—	10,867,344	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	8	
血液製剤等	独立行政法人労働者健康福祉機構 富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 木谷 隆一	平成26年4月1日	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口町539-3	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当	—	20,795,290	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
放射性同位元素	独立行政法人労働者健康福祉機構 富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 木谷 隆一	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号	—	11,111,197	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
FDGスキャン注等	独立行政法人労働者健康福祉機 構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 木谷 隆一	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	FDGスキャン注等は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号	—	35,173,440	—	—	FDGスキャン注等は当該業 者以外から購入できないも のであるため。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成26年4月1日	浜松市水道部 静岡県浜松市中区住吉 5丁目13-1	供給可能な契約相手が他にい ないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	6,657,462	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
血液売買	独立行政法人労働者健康福祉機 構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成26年4月1日	日本赤十字社東海北陸 ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口町 539番地3	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	27,484,037	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
放射性医薬品売買	独立行政法人労働者健康福祉機 構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 有井 滋樹	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号 に該当。	—	20,442,095	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	
放射線医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機 構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市中区港明1-10-6 契約担当役 院長代理 加藤 文 彦	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性医薬品は当該業者以 外から購入できないものであ り、会計細則第52条第6号に 該当。	—	41,651,505	—	—	放射性医薬品は当該業者以 外から購入できないものであ るため。	1	
輸血用血液	独立行政法人労働者健康福祉機 構中部労災病院 〒455-8530 愛知県名古屋市中区港明1-10-6 契約担当役 院長代理 加藤 文 彦	平成26年4月1日	日本赤十字社東海北陸 ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口町 539番地3	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	40,142,176	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
血液製剤等	独立行政法人労働者健康福祉機 構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成26年4月1日	日本赤十字社東海北陸 ブロック血液センター 愛知県瀬戸市南山口町 539番地3	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	16,021,356	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機 構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号 に該当。	—	14,000,880	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	
上水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成26年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市帰宅百舌鳥 梅北町1-39-2	供給可能な契約相手が他にい ないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	51,861,043	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成26年4月1日	堺市水道局 大阪府堺市帰宅百舌鳥 梅北町1-39-2	供給可能な契約相手が他にい ないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	85,296,203	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成26年4月1日	日本郵政(株) 東京都千代田区霞が関 1-3-2	郵便料金(信書に係るもので あって、料金を後納するもの) による契約であり、会計細則 第52条第6号に該当するため	—	6,574,799	—	—	郵便料金(信書に係るもので あって、料金を後納するも の)による契約であるため。	9	
照射赤血球濃厚液他単価 契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構大阪労災病院 〒591-8025 大阪府堺市北区長曾根町1179-3 契約担当役 院長 田内 潤	平成26年4月1日	大阪府赤十字血液セン ター 大阪市城東区森之宮2- 4-43	血液製剤は当該業者以外納 入できないものであるため、会 計細則第52条第6号に該当。	—	99,197,647	—	—	血液製剤は当該業者以外納 入できないものであるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
FDGスキャン注単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射線同位元素は当該業者 以外、納入できないものである ため、会計細則第52条第6号 に該当。	—	47,546,784	—	—	放射線同位元素は当該業者 以外、納入できないものであ るため。	1	
カーディオライト注射液他 単価契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射線同位元素は当該業者 以外、納入できないものである ため、会計細則第52条第6号 に該当。	—	71,142,015	—	—	放射線同位元素は当該業者 以外、納入できないものであ るため。	1	
照射赤血球濃厚液他単価 契約	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	日本赤十字近畿ブロッ ク血液センター 大阪府茨木市彩都あさ ぎ7丁目5番17号	血液製剤は当該業者以外、納 入できないものであるため、会 計細則第52条第6号に該当。	—	141,109,741	—	—	血液製剤は当該業者以外、 納入できないものであるた め。	1	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、当 院近隣で対応できる業者がな かったため、会計細則第52条 第6号に該当。	—	4,309,200	—	—	駐車場賃貸借契約であり、 当院近隣で対応できる業者 がなかったため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、当 院近隣で対応できる業者がな かったため、会計細則第52条 第6号に該当。	—	2,304,000	—	—	駐車場賃貸借契約であり、 当院近隣で対応できる業者 がなかったため。	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機 構関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、当 院近隣で対応できる業者がな かったため、会計細則第52条 第6号に該当。	—	1,386,000	—	—	駐車場賃貸借契約であり、 当院近隣で対応できる業者 がなかったため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院 〒660-8511 兵庫県尼崎市稲葉荘3-1-69 契約担当役 院長 林 紀夫	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、当院近隣で対応できる業者がなかったため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,098,000	—	—	駐車場賃貸借契約であり、当院近隣で対応できる業者がなかったため。	5	
ラジオアイソトープ単価契約 カルディオダイナ他2件	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 鷺見 正敏	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素の購入であり、相手先が一に限られるため会計細則第52条6号に該当	—	21,961,476	—	—	放射性同位元素の購入であり、相手先が一に限られるため。	1	
薬品費単価契約照射赤血球濃厚液A型他9件	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 鷺見 正敏	平成26年4月1日	(認)兵庫県赤十字血液センター 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-4	血液の購入であり、相手先が一に限られるため会計細則第52条6号に該当	—	25,267,440	—	—	血液の購入であり、相手先が一に限られるため。	1	
上下水道	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 鷺見 正敏	平成26年4月1日	神戸市水道局 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	供給可能な契約相手が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	26,180,000	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	8	
料金後納郵便	独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 〒651-0053 兵庫県神戸市中央区籠池通4-1-23 契約担当役 院長 鷺見 正敏	平成26年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	郵便料金(信書に係るもの)であって、料金を後納するもの)による契約であり、会計細則第52条第6号に該当するため	—	2,180,000	—	—	郵便料金(信書に係るもの)であって、料金を後納するもの)による契約であるため	9	
ニューロライト注射液(他50品目)	独立行政法人労働者健康福祉機構 和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	26,530,920	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざる を得ない場合の根 拠区分	備 考
照射赤血球濃厚液(他40 品目)	独立行政法人労働者健康福祉機 構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市木ノ本93-1 契約担当役 院長 南條 輝志男	平成26年4月1日	(認)和歌山県赤十字血 液センター 和歌山県和歌山市栄谷 字丸江153	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	50,933,609	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
上下水道料	独立行政法人労働者健康福祉機 構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成26年4月1日	米子市水道局 鳥取県米子市車尾南2 -8-1	供給可能な契約相手が他にい ないため、会計細則第52条第 6号に該当。	—	31,187,782	—	—	供給可能な契約相手が他に いないため。	8	
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機 構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外からは購入できないもの であり、会計細則第52条第6 号に該当。	—	25,436,040	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外からは購入できないも のであるため。	1	
輸血用血液製剤	独立行政法人労働者健康福祉機 構山陰労災病院 〒683-8605 鳥取県米子市皆生新田1-8-1 契約担当役 院長 大野 耕策	平成26年4月1日	(認)日本赤十字社中四 国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田 町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外か らは購入できないものであり、 会計細則第52条第6号に該 当。	—	75,188,099	—	—	血液製剤は当該業者以外か らは購入できないものである ため。	1	
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機 構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1- 10-25 契約担当役 院長 森島 恒雄	平成26年4月1日	(認)岡山県赤十字血液 センター 岡山県岡山市北区いず み町3-36	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであり、会 計細則第52条第6号に該当。	—	55,190,762	—	—	血液製剤は当該業者以外か ら購入できないものであるた め。	1	
放射線医薬品の購入	独立行政法人労働者健康福祉機 構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市南区築港緑町1- 10-25 契約担当役 院長 森島 恒雄	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイ ソープ協会 東京都文京区本駒込2 丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あり、会計細則第52条第6号 に該当。	—	6,532,575	—	—	放射性同位元素は当該業者 以外から購入できないもので あるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
放射性医薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外からは購入できないものであり、会計細則第6号に該当。	—	14,323,176	—	—	放射性同位元素は当該業者以外からは購入できないものであるため。	1	
血液	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成26年4月1日	日本赤十字社 中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	52,056,898	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院 〒756-0095 山口県山陽小野田市大字小野田1315-4 契約担当役 院長 坂部 武史	平成26年4月1日	山陽小野田市水道局 山口県山陽小野田市日の出1-1-1	供給可能な契約相手が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	23,978,549	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	8	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当	—	1,716,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,892,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,400,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,740,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,380,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	個人	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,030,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
職員駐車場用地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	おふく(株) 香川県丸亀市通町27番地	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため会計細則第52条第6号に該当。	—	5,400,000	—	—	契約条件を満たす者が当該相手方以外にないため	5	
輸血用全血液製剤及び血液成分製剤	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成26年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外から購入できないため、会計細則第52条第6条に該当。	—	108,344,310	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないため	1	
放射性同位元素購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1 契約担当役 院長代理 土師 正文	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	21,926,700	—	—	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院 〒800-0296 福岡県北九州市小倉南区曾根北町1-1 契約担当役 院長代理 土師 正文	平成26年4月1日	(認)福岡県赤十字血液センター 福岡県筑紫野市上古賀1丁目2番1号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。	—	68,838,497	—	—	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
照射赤血球MAP他	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター 〒801-8502 福岡県北九州市門司区東港町3-1 契約担当役 院長 蜂須賀 研二	平成26年4月1日	福岡県北九州赤十字センター 福岡県北九州市八幡西区相生町1-5-1	血液製剤は当該業者からは購入出来ないため会計細則52条6項に該当	—	24,707,827	—	—	血液製剤は当該業者からは購入出来ないため。	1	
職員駐車場土地賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院 〒866-8533 熊本県八代市竹原町1670 契約担当役 院長 工藤 惇三	平成26年4月1日	個人	駐車場賃貸借契約であり、当院近隣で対応できる業者がなかったため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,200,000	—	—	駐車場賃貸借契約であり、当院近隣で対応できる業者がなかったため。	5	
水道料	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	平成26年4月1日	吉備中央町 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7382	供給可能な競争相手が他にないため、会計細則第52条第6号に該当	—	8,351,000	—	—	供給可能な競争相手が他にないため。	8	
上下水道料金	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災看護専門学校 〒085-0052 北海道釧路市中園町13-38 契約担当役 校長 野々村 克也	平成26年4月1日	釧路市水道部 北海道釧路市南大通2丁目1	法令等々で契約先が特定されているため、会計細則第52条第8号に該当。	—	2,165,000	—	—	法令等々で契約先が特定されているため。	8	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道産業保健総合支援センター 〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 契約担当役 所長 三宅 浩次	平成26年4月1日	(一社)北海道中小企業会館 北海道札幌市中央区北1条西7丁目1番地	契約の目的が、代替性のない特定地番の建物(事務所)賃借のため、会計細則第52条第6号に該当。	—	5,261,628	—	—	契約の目的が、代替性のない特定地番の建物(事務所)賃借のため	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借料(青森)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	6,282,852	—	—	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(岩手)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(株)盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	事務所賃貸借に係わるビル持ち主との契約であり、会計細則第52条第6号に該当するため	—	4,618,332	—	—	事務所賃貸借に係わるビル持ち主との契約であるため。	5	
事務所賃貸借料(宮城)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	三井住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	4,917,144	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(秋田)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	秋田県 秋田市山王四丁目1-1	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する	—	1,073,426	—	—	賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(山形)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	両羽不動産(株) 山形県山形市旅籠町三丁目1番4号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	3,877,284	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(福島)	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	三井住友信託銀行(株) 東京都港区芝三丁目3番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	3,770,184	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(東京)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	21,832,800	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(茨城)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府中央区城見一丁目4番35号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,913,144	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(栃木)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	株式会社MSコーポレーション 栃木県宇都宮市大通り一丁目4番22号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,958,344	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(群馬)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	公益財団法人群馬県医師会 前橋市千代田町一丁目7番4号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,879,440	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(埼玉)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	ジャパンリアルエステイト投資法人 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	—	4,935,624	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(千葉)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	大林不動産株式会社 東京都千代田区九段南三丁目3番6号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	—	5,770,440	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(神奈川)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	株式会社安田ビル 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目20番3号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	13,901,220	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(新潟)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目6番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	9,243,372	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(山梨)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	一般社団法人山梨県医師会 山梨県甲府市丸の内二丁目32番11号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,600,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(長野)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,426,876	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所清掃業務	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年4月1日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川四丁目22番2号	事務所賃貸借に関わるビル管理会社との契約であり会計細則第52条第6号に該当するため	—	1,036,800	—	—	事務所賃貸借に関わるビル管理会社との契約であるため。	5	
事務所賃貸借(京都産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	大阪ガス都市開発(株) 大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	4,532,892	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(京都上・下・南地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	一般社団法人京都府医師会 京都府京都市中京区西ノ京東柵尾町6	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	1,511,436	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(兵庫産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	東急リパブル(株) 大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	6,201,096	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	合同会社ジェイ・エフ・エス 東京都中央区日本橋2-9-1	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	3,971,028	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	山口建設(株) 山口市旭通り2-9-19	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	4,497,120	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	第一ビルディング(株) 東京都中央区京橋2-4-12	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	2,565,300	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	第一ビルディング(株) 東京都中央区京橋2-4-12	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	4,045,536	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	一般社団法人岡山市医師会 岡山市中区古京町一丁目1番10号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,011,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
平成26年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	三井住友海上火災保険株式会社 東京都中央区新川一丁目16番3号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	6,698,628	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
平成26年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	(一社)徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3-61	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	3,452,640	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
平成26年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	ダイキ不動産情報(株) 愛媛県松山市竹原三丁目640-1	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	2,956,776	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
平成26年度事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構 香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	富国生命保険相互会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	3,192,432	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構 福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(社)福岡県医師会 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	8,795,952	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所一時使用賃貸借契約(佐賀)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二丁目4番12号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	1,878,120	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(長崎)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(株)建友社興産 長崎県長崎市平野町3-5	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,240,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(熊本)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見1-4-35	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,401,868	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借料(大分)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝3丁目3番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,355,056	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	ソフトマックス(株) 鹿児島県鹿児島市加治屋町12番11号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	4,034,184	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	大同生命保険(株) 大阪府西区江戸堀1丁目2番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	2,923,224	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借料	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(株)沖縄産業振興センター 沖縄県那覇市小録1831番地1	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,455,136	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
総合せき損センター職員宿舎棟整備工事監理等業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 亀澤 典子	平成26年6月17日	(株)山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	会計細則第52条第6号 契約の性質又は目的が競争に適さないとき	—	7,020,000	—	—	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	14	
第2井戸薬品洗浄及び水中ポンプ整備工事一式	独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院 〒488-8585 愛知県尾張旭市平子町北61 契約担当役 院長 木村 玄次郎	平成26年5月16日	村木鑿泉探鑛株式会社 愛知県名古屋市中熱田区西野町1丁目2番地	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき。(会計細則第52条(1)を適応)	—	4,968,000	—	—	急を要する場合で競争に付する暇がないため。	13	
山形地域産業保健センター 事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(一社)山形市医師会 山形県山形市香澄町2-9-39	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	960,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
鶴岡地域産業保健センター 事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(一社)鶴岡地区医師会 山形県鶴岡市馬場町1-34	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	907,200	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
北村山地域産業保健センター 事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(一社)北村山地区医師会 山形県村山市楯岡十日町2-15 BSビル	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	840,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
郡山地域産業保健センター 事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(株)リオ・コンサルティング 東京都千代田区永田町2-12-4 赤坂山王センタービル	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	1,200,000	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(多摩東部地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合支援センター 〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 契約担当役 所長 野中 博	平成26年5月1日	(独)中小企業基盤整備機構 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,148,256	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(愛知)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	(株)第一ビルディング 東京都中央区京橋二丁目4番12号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	8,637,840	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(富山)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	(株)スカイインテック トリプルワン 富山県富山市牛島新町5番5号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,110,240	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(石川)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	三菱地所(株) 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,219,908	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(福井)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	(株)加藤ビル 福井県福井市中央1丁目3番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,331,504	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(三重)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	(公社)三重県医師会 三重県津市桜橋二丁目191番4号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	4,113,876	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(岐阜)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	大同生命保険(株) 大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,784,660	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(静岡)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	3,513,456	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(岐阜地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター 〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2-13 契約担当役 所長 山本 楯	平成26年4月1日	(一社)岐阜市医師会 岐阜県岐阜市青柳町五丁目4番地	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,036,800	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(大阪産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	一般社団法人大阪労働協会 大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	7,091,136	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(滋賀産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	2,660,808	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(奈良産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	奈良交通(株) 奈良県奈良市大宮町1丁目1番25号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,008,784	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(和歌山産保)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(株)日建 大阪府東大阪市小阪2丁目14番18号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52号第6号に該当する。	—	3,086,028	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内2-1-1	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。	—	2,362,368	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
宇和島地域産業保健センター事務所建物賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	合名会社 酒井商店 愛媛県宇和島市鶴市町7-5	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	900,720	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
中村地域産業保健センター事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	一般社団法人 幡多医師会 高知県四万十市右山字明治383-8	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	1,172,400	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
須崎地域産業保健センター事務所賃貸借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構香川産業保健総合支援センター 〒760-0025 香川県高松市古新町2-3 契約担当役 所長 久米川 啓	平成26年4月1日	一般社団法人 高岡郡医師会 高知県須崎市東糺町5-10	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため、会計細則第52条6項に該当する。	—	885,600	—	—	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
酒田地域産業保健センター 事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健総合支援センター 〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 契約担当役 所長 嘉数 研二	平成26年4月1日	(一社)酒田地区医師会十全堂 山形県酒田市船場町2-1-31	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	900,000	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借(大阪中央地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)大阪中央労働基準協会 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-16-2	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	863,904	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借(天満地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)大阪市北区医師会 大阪府大阪市北区末広町3-14	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	1,087,344	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借(堺地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)堺市医師会 大阪府堺市堺区甲斐町東3-2-26	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	824,256	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借(北大阪地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)北大阪労働基準協会 大阪府枚方市東田宮1-6-4	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	1,036,800	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃借(神戸地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)神戸市医師会 兵庫県神戸市中央区橘通4-1-20	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	—	1,036,800	—	—	事務所賃借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(尼崎地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(公財)尼崎健康医療財団 兵庫県尼崎市南塚口町4-4-8	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	1,178,064	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(加古川地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)加古川医師会 兵庫県加古川市平岡町新在家字鶴池ノ町1224-12	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	840,000	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(姫路地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)姫路市医師会 兵庫県姫路市西今宿3-7-21	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	1,036,800	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(彦根地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)彦根医師会 滋賀県彦根市八坂町1900-4	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	867,600	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(和歌山・海南地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	(一社)和歌山市医師会 和歌山県和歌山市手平2-1-2	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	840,000	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(紀南地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪産業保健総合支援センター 〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2-5-3 契約担当役 所長 伯井 俊明	平成26年4月1日	個人	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいない為、会計細則第52号第6号に該当する。	-	840,000	-	-	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 榎野 新	平成26年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。		7,981,740			血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
薬品	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 榎野 新	平成26年4月1日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。		16,633,512			放射性同位元素は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
血液の購入	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 榎野 新	平成26年4月1日	日本赤十字社中四国ブロック血液センター 広島県広島市中区千田町2丁目5番5号	血液製剤は当該業者以外から購入できないものであり、会計細則第52条第6号に該当。		30,989,879			血液製剤は当該業者以外から購入できないものであるため。	1	
事務所賃貸借契約(広島地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	一般社団法人広島市医師会 広島市西区観音本町1丁目1番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。		1,283,040			事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借契約(呉地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健総合支援センター 〒730-0011 広島県広島市中区基町11-13 契約担当役 所長 豊田 秀三	平成26年4月1日	一般社団法人呉市医師会 呉市朝日町15-24	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当する。		1,068,000			事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
事務所賃貸借(那覇地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(一社)那覇市医師会 沖縄県那覇市東町26番1号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため、会計細則第52条第6号に該当。		1,380,000			事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第1四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借(中部地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(社)中部地区医師会 沖縄県中頭郡北谷字宮城1-548	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。		1,380,000			事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	
事務所賃貸借(佐賀地域窓口)	独立行政法人労働者健康福祉機構福岡産業保健総合支援センター 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30 契約担当役 所長 織田 進	平成26年4月1日	(一社)佐賀市医師会 佐賀県佐賀市新中町2番11号	事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため、会計細則第52条第6号に該当。		1,200,000			事務所賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にないため。	5	

- 〔記載要領〕
1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
 2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」